

食事注文の全キャンセル及び食数等の変更期限について

○ご利用団体が**食事注文（食堂食・弁当・野外炊飯・補助食等を含む）を全キャンセルする場合のキャンセル料**について、令和5年9月19日（火）より以下のとおりとします。そのため、食数等の変更期限と合わせてお知らせします。

（1）全キャンセルについて

- ・キャンセル料は**入所日の4日前 17:00（土・日・祝日・休館日を除く）から発生**します。
（利用日程が変更となる場合も、キャンセル料をご負担いただく場合があります。）
- ・キャンセル料は**食事代金の総額（食堂食・弁当・野外炊飯・補助食等を含む）の50%～100%**とします。
- ・キャンセル料の支払いは食堂より請求書を発行し、現金または銀行振込（手数料は振込者負担）となります。

【通常時】、【台風、大雪等（天候等が予見でき、自然の家が事前に団体へ連絡を行う場合）】

	0:00	17:00		0:00	17:00		
	5 日前	4 日前	3 日前	2 日前	1 日前	入所日	
0% キャンセルの場合は、早めのご連絡をお願いします。							
			50%				
						100%	

※以下の場合については、キャンセル料をご負担いただかない場合もあります。

- ・天災等不測の事態により、ご利用団体に責任のないこと（不可抗力）を理由としたキャンセル

（2）食数等の変更期限について

食数等に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

期限を過ぎた場合は、変更はできませんので、ご留意ください。期限は下記をご確認ください。

変更内容	期限及び提出物
食堂食	変更可能な期日は、 1食前まで （夕食の変更の場合は、昼食時まで） 入所日の昼食については、 午前9時まで →「食事注文票」の数量を修正したものを提出してください。
野外炊飯材料 注文弁当 補助食	変更可能な期日は、 入所日の3日前（土日祝日及び休館日を除く）の正午まで 【例】利用日が月曜日の場合は、前の週の水曜日 →【野外炊飯材料】「食事注文票」又は「追加食材・補助食注文票」の数量を修正したものを提出してください。 【注文弁当】「食事注文票」の数量を修正したものを提出してください。 【補助食】「追加食材・補助食注文票」の数量を修正したものを提出してください。